

ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議第5回会合(議事要旨)

令和5年4月24日月曜日10時30分～12時00分

場所:オンライン形式

1. 開会挨拶

(中谷 元 内閣総理大臣補佐官・国際人権問題担当)

- ・ 本日は、ガイドラインの策定や公共調達の実施状況について、レビューを実施した上で、3年目の意見交換の方法についても議論したいと考えている。
- ・ 行動計画の今後の取組が有意義なものとなるよう、本日はステークホルダーの皆様から貴重なご意見をお伺いすることを期待している。

2. 議事

議題 1. 行動計画 2 年目レビュー政府報告 (外務省、関係府省庁)

外務省から資料に基づいて2年目の施策の実行状況について概要を報告するとともに、各関係府省庁からそれぞれ実施施策に関する報告をおこなった。

(大村 恵実 日本弁護士連合会元国際人権問題委員会 委員長)

- ・ 開示が企業の行動変容を促すという観点から、本年1月に施行となった「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正についても資料4に記載して頂きたい。記述情報開示に関する原則では、有価証券報告書に記載すべきサステナビリティ情報には人権尊重が含まれ得ることが確認されている。
- ・ 公益通報者保護法の改正は歓迎するが、他方で、本法の改正だけでは救済として十分ではない。ステークホルダー全体を対象とし、企業の人権尊重責任に関わる全ての問題を対象とする苦情処理メカニズムの整備に関する進捗も資料4で触れて頂きたい。たとえば官民連携のJP-MIRAIや、企業による自主的取組と評価できるJaCER(ビジネスと人権対話救済機構)が挙げられる。また、救済の点では、OECDのNCPの機能強化の方針にも言及して頂きたい。
- ・ 資料5についても、3点コメントさせて頂きたい。日本企業が優先的に対処すべき構造的問題の1つが男女賃金格差であるため、女性活躍推進法の改正と内閣府令の改正によって、男女賃金格差の義務的開示の進捗があったことについて触れて頂きたい。
- ・ 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の報告書案では、

本年4月19日の改定の部分で、人権侵害があった場合の救済の仕組みを具体的に議論するという旨が明記されているため、この進捗も触れて頂きたい。

- ・ 最後に、NCPの広報のためのセミナー実施件数が1件のみとなっているが、市民社会や労働組合向けの広報の他の実績や今後の予定について伺いたい。また、2022年には3件の案件終了が公表されたが、NCPの案件処理を通じての教訓や課題について整理されていることがあれば、合わせてお伺いしたい。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ・ 行動計画やガイドラインの周知・啓発という意味では、非常に積極的に施策を進めて頂いていると思っているが、最終的な目的は企業の人権デュー・ディリジェンスの取組の推奨である。そのため、企業の取組がどのくらい進んだのかというところを評価対象としていく必要がある。
- ・ 今年はドイツ政府が人権デュー・ディリジェンスの法律を施行したが、ドイツも行動計画3年経過後、半分の企業が取組を進めなければ、義務化を進めていくという方針を取った。政府の取組も大切ではあるが、企業の取組の進捗を評価していないと、今後の取組の方向性が見えてこないのではないか。
- ・ ガイドラインは周知から実施の時期に来ていると思う。是非、3年目の取組として、現実的な評価の視点に関する検討をステークホルダーと一緒に進めて頂きたい。

(河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事)

- ・ 行動計画の策定によって、国をあげてこの課題に取り組む体制が整ったが、国民の間では、行動計画の認知度はあまり高くない。消費者団体においても、エシカル消費という視点から、必要なアクションにつなげようという理解はあるが、ビジネスと人権を優先課題として取り上げる機会はあまり多くない。
- ・ コロナや直近の物価高騰によって日々の暮らしが厳しい状況となると、企業活動のあるべき姿への配慮までは気が回らないというのが実態である。ただし、現状においては、長く続くデフレで、モノやサービスの価格に対して、安くて当然という思い込みから脱して、脆弱なところにしわ寄せがいかないような、適正な経済活動への理解を醸成する機会にしていかなければいけないと考えている。
- ・ 消費者分野においては、実社会における効果やインパクトの実態を考える必要がある。社会システムのどこに見えにくい負荷があり、何ができていないのか、どうすればそのギャップを埋めていけるのかについて、冷静で確度の高いデータの収集をお願いしたい。

(有馬 利男 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事)

- ・ 周知徹底や啓発の段階が過ぎてから次の成果に進むという考え方も分かるが、

やはり、周知徹底や啓発をする段階においても、何を指すのかという管理目標は明確に定める必要がある。多くの関係府省庁や関係機関が一斉に行動する中で、効果的な活動ができるように目標を定めることが必要ではないか。

- ・ 3年目の中間レビューも重要ではあるが、実態を評価するという観点では、毎年進捗を測ることが必要と考えている。
- ・ グローバルコンパクトでも、加盟企業における人権デュー・ディリジェンスの進捗度合いを毎年チェックしているが、まだ30%台の後半程度で推移している。グローバルコンパクトに加盟しているような、比較的先進的な企業でもこの数字であるため、日本企業全体では、もう少し低くなるのではないかと考えている。

(濱本 正太郎 京都大学公共政策大学院教授)

- ・ まず第1に、本日までご紹介頂いたような施策の実施状況に加えて、本来実施すべきであったが年度内にはできなかったこと、あるいは課題として自覚していること等についても、合わせてご報告頂けると大変ありがたい。
- ・ 2点目として、指導原則やガイドラインの普及・啓発活動は非常に重要であることは理解しており、それに積極的に取り組まれていること自体は素晴らしいことではあるものの、できるだけ早い段階から、企業の実態調査に着手頂きたい。また、実態調査をどのように実施していくかの検討も始めて頂ければと思う。
- ・ 3点目として、国際法の専門家としての観点から、国連人権理事会で進んでいる「法的拘束力のある文書(条約策定)」にどのように関与するかということについても、報告の中で含めて頂きたい。条約を作成すべきかどうかどうも含めて賛否両論があるところであり、作るとしてもどのような内容にするのか、現在議論がされている状況であるが、それについて、どういう立場を取るのか、どのように取り組んでいくのかについても、指導原則の促進、あるいは救済へのアクセス確保という観点からは、報告する価値があるのではないかと考えている。

(広浜 泰久 中小企業家同友会全国協議会 会長)

- ・ 周知・徹底に関する施策は実施して頂いているが、中小企業は数も多いため、まだまだ取組は不十分であると感じている。自分の周りでも、ビジネスと人権が話題になることがほとんどないため、継続した取組を実施して頂きたい。
- ・ 取引条件・取引慣行の改善に関わる施策であるが、ご存じの通り、近年は原材料・資材等が高騰しており、給料を上げなければ従業員も採用できないという状況になっている。この状況をいかに価格に転嫁するかというのが、中小企業にとっては非常に大きな課題である。
- ・ その中で、下請法の厳正な執行等といった政府の取組により、思ったより価格転嫁が進んだという印象を持っている。これは非常に大きな成果であったということ

で、この場で発言させて頂きたい。

(田中 竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官)

- ・ 提言をいくつか申し上げたい。1つは、英語での発信である。G7に出席させて頂いているが、日本のビジネスと人権に関する政策内容は国外からの関心も非常に高い一方で、情報が不足しているために、日本政府が取り組んでいることが理解されていないと感じている。国外への発信のため、簡単な形でも良いので、英語で説明することが必要ではないか。
- ・ 各府省庁からご説明頂いたビジネスと人権に関する取組を推進する中で、業種別の人権リスクが政府の立場で把握できてきていると思う。提言の2つ目として、業種別リスク情報等をまとめておくと、次の行動計画の改定に役立つのではないか。
- ・ 3つ目として、国の基本施策との関連も整理頂きたい。例えば、経済安全保障や人的資本といった政策とビジネスと人権政策がどのように関わっていくのかというのは、各府省庁の皆様にとっても、非常に重要な検討課題ではないか。特に、人的資本の中で人権をどのように紐づけていくのかといったことは、経済産業省や財務省、金融庁等の皆様の中で議論されると良いのではないかと思う。
- ・ 最後に、脆弱な人々への着目という視点が少し欠けているように思う。脆弱な人々にどのように影響が出ているのかについてもレビューの中で示されると、より行動計画の本質に即したレビューになっていくのではないか。

(長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事)

- ・ 昨年の政府によるガイドライン策定や国内外でのセミナーの実施等の効果もあり、日本企業の間でビジネスと人権への関心が高まり、取り組みは着実に進んでいる。また政府において、技能実習制度や特定技能制度、公共調達のあるり方に関する検討が開始されたことも、重要な進展である。
- ・ 日本全体での取組を推進していくためには、業種、製品、原材料、もしくは操業地域、国別の人権リスク等に関する具体的な解説や取組方法の手引等が有効であると考えている。この点についても是非、ご支援をお願いしたい。
- ・ ガイドラインだけでは企業実務に落とし込みにくいという面もある。そのため、個別具体的なケースを相談できるような相談窓口の設置についてご検討頂きたい。
- ・ 政府が策定したガイドラインによって企業の取組が実際にどの程度進んでいるのかということについては、定期的にフォローアップをしていく必要がある。
- ・ 最後に、レビュー方法について、評価の仕方が「開催件数」や「対象人数」等となっている。金融庁等でもインパクト評価の検討をしているが、政府の施策が日本

における人権状況の改善に具体的にどのように効果があったのかというインパクトの観点からの評価が非常に重要であると考えている。

(荒井 勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長 Hermes EOS上級顧問)

- ・ 投資に関して、特に欧州の取組と比較した場合に気になる点を申し上げたい。JICAやJBICのガイドラインの中で、環境社会における人権という考え方が取り入れられているが、環境と人権の関わり合いについていえば、もっとより広く捉えておく必要があるのではないかと。企業側の認識としても、まだこれからという状況ではあり、政府側としても環境と人権との関連性について発信をして頂きたい。
- ・ 欧州や米国ではグリーンウォッシュについて、法的な訴訟が起きるようになっており、金融機関についても商品に関する訴訟が起こっている状況である。日本では残念ながら、ミニマムセーフガードという考え方が打ち出されていない。そもそも人権や労働に関する基本的な取組が、サステナブルの基本となっていることへの理解が、日本において進んでいない点は残念に思う。
- ・ 金融庁が、ESG投信に関する金融商品取引事業者向けの監督指針の改定を3月末に実施しているが、その中でもこの点については触れられていない。これから検討がなされると思うが、人権の尊重は最低基準であるといったことが、世界的な常識になってきている。その点を踏まえてご議論を頂きたい。

議題2. 行動計画3年目意見交換の進め方(外務省)

行動計画に記載されている3年目の意見交換について、外務省から説明があった。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事)

- ・ G7を5月に控えている中で、ビジネスと人権を含む去年のコミットメントを実現する役割を日本政府は担っているが、法制化や義務化という国際的な動きの中で、これをどのように捉えていくかを考える必要がある。
- ・ 企業の取組状況については、主観的な議論をしても仕方がないと考えており、最終的には客観的なデータを示す必要がある。ステークホルダーと一緒に、現実的な人権デュー・ディリジェンスの評価方法を検討していくことを考えて頂きたい。

(有馬 利男 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)

- ・ 今後の議論のプロセスの中で、進捗状況をどうやって測るのが、どの時点で明らかになるのかという点を知りたい。

- ・ 作業部会は、ステークホルダーの意見を反映させるという意味で非常に重要であると思うが、その作業の過程で、効果的な作業を行うためには、関係府省庁へのヒアリングや意見交換も必要であると考えているため、ご検討を頂きたい。

(荒井 勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長 Hermes EOS上級顧問)

- ・ 今後はやはり改定に向けた議論が必要になってくるのではないかと見据えた見直しをいつ実施するのか、具体的な課題をどのように作業部会等で検討していくのかを具体的に決めていかなければならない。まずは5年目に向けて、スケジュールやタイムラインを作っていく必要があるのではないかと。
- ・ 公式な会議は回数も限られてくるため、外務省をはじめとした関係府省庁においては、それぞれの課題について、ステークホルダー懇談会等を通じて意見を聞いて頂き、今後の課題の検討に結び付けて頂きたい。
- ・ 日程調整に苦勞しているため、少なくとも3か月前には調整を開始頂きたい。

3. 閉会挨拶

(中谷 元 内閣総理大臣補佐官・国際人権問題担当)

- ・ 本日は、関係省庁の取組の報告、ステークホルダーの皆様からの多様なご意見をいただき、感謝申し上げます。各分野において、着実な成果が出ていると思う。
- ・ 人権DDの周知から実施の段階にあるとのご指摘については、企業にどれだけ浸透したのかという現状を評価することが重要との意見に同意する。どのようなモニタリングのやり方が適切なのか、各省の予算にも関係することであり、関係省庁で検討していきたい。
- ・ NAPについて、各取組の進捗度をどう図っていくか、という点については関係省庁会議で議論したい。NAP改訂については、次期NAPの具体的な姿を見せながら議論をしていくことが重要だと思う。どのような項目についてどのような時期に見直しを進めていくのか、関係省庁で検討しつつ、ステークホルダーの皆様のご意見もいただきたい。可能であれば、ステークホルダーの皆様が関係省庁と直接意見交換できるような機会も設けることができれば良いのではないかと。
- ・ 業種別等の人権リスクの解説・手引きについても、企業が使いやすい具体的な形に充実させていって頂きたい。
- ・ G7広島サミットにおいて「ビジネスと人権」の日本の姿勢を示す必要があり、日本の取組がしっかりとアピールできるように取り組んでいきたい。

(今福 孝男 外務省総合外交政策局 参事官)

- ・ 皆様には長時間にわたりご参加を頂き、感謝を申し上げます。今後5年を目指して中長期的な視点が重要であるとの指摘を多くの皆様から頂いた。どのようなことができるかを考えていきたいと思う。
- ・ 議題の1と2に関する資料は皆様のご意見も踏まえて、改めてまとめた形で提出できるようにしたいと思う。今年度も引き続き、ご協力をお願いしたい。

(了)